

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		補助金の返納
根拠法令及び条項		新座市国民健康保険保養施設利用規則第8条
所管部課係名		いきいき健康部国保年金課保健事業係
処   分   基   準	関 係 条 項	
	基 準  (未設定の場合はその理由)	新座市国民健康保険保養施設利用規則 第8条 利用者は、助成券を第1条の目的以外に使用したときは、前条第1項に規定する補助金相当額を返納しなければならない。
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成27年4月1日